

佐賀県離島振興計画

(令和5年度～令和14年度)

令和5年4月

佐賀県

目 次

第1章 計画の趣旨	1
第2章 計画の対象地域	1
第3章 玄海諸島の振興に関する目標	1
第4章 計画の期間	1
第5章 玄海諸島の概要	1
第6章 玄海諸島が持つ地域特性について	
1 自然地理的特性	2
2 社会経済的特性	2
第7章 地域特性を活かした玄海諸島の役割について	
1 自然地理的役割	3
2 社会経済的役割	3
第8章 玄海諸島の主要課題について	
1 交通通信	3
2 産業振興	4
3 雇用機会	4
4 生活環境	4
5 医療の確保・充実	5
6 介護サービス等の確保	5
7 高齢者福祉・その他福祉の増進	5
8 教育文化	5
9 観光振興	6
10 交流の促進	6
11 自然環境保全	6
12 再生可能エネルギー・その他のエネルギー対策	6
13 防災対策	6
14 離島振興人材確保	7
第9章 玄海諸島振興の基本理念及び基本的方針等	
1 玄海諸島振興の基本理念	7
2 玄海諸島振興の基本的方針	7

第10章 基本理念に基づく具体的な取組みについて

- 1 本土と離島及び離島と離島並びに離島内の交通通信を確保するための航路、航空路、湾港、空港、道路等の交通施設及び通信施設の整備、人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化その他の必要な措置に関する事項・・・ 9
- 2 農林水産業、商工業、情報通信産業等の産業の振興及び資源開発を促進するための漁港、林道、農地、電力施設等の整備その他の必要な措置に関する事項・・・ 10
- 3 雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進に関する事項・・・ 10
- 4 生活環境の整備に関する事項・・・ 10
- 5 医療の確保等に関する事項・・・ 11
- 6 介護サービス等の確保等に関する事項・・・ 11
- 7 高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する事項・・・ 11
- 8 教育及び文化の振興に関する事項・・・ 12
- 9 観光の開発に関する事項・・・ 12
- 10 国内及び国外の地域との交流の促進に関する事項・・・ 12
- 11 自然環境の保全及び再生に関する事項・・・ 13
- 12 再生可能エネルギーの利用その他のエネルギー対策に関する事項・・・ 13
- 13 水害、風害、地震災害その他の災害を防除するために必要な国土保全施設等の整備その他の防災対策に関する事項・・・ 13
- 14 離島の振興に寄与する人材の確保及び育成に関する事項・・・ 13
- 15 前各号に掲げるもののほか、離島振興対策実施地域の振興に関し必要な事項・・・ 14

第11章 離島振興計画の達成状況の評価に関する事項・・・ 14

第12章 産業振興促進事項

- 1 期間・・・ 14
- 2 産業の振興を促進する区域・・・ 14
- 3 前号に掲げる区域を含む唐津市の産業の振興を促進する上での課題・・・ 14
- 4 振興すべき業種・・・ 15
- 5 前号に掲げる業種の振興を促進するために行う事業の内容、関係機関との役割分担及び連携に関する事項・・・ 15
- 6 目標・・・ 17
- 7 評価に関する事項・・・ 17

第13章 唐津市への支援に関する事項・・・ 17

第1章 計画の趣旨

この計画は、離島振興法第4条の規定に基づき、佐賀県の離島振興対策実施地域である玄海諸島が、その特性を十分に発揮し、自立的に発展していくよう、今後の離島振興の基本的方針や取組み等について明らかにするものである。

第2章 計画の対象地域

本計画の対象地域は、佐賀県唐津市に属する、離島振興対策実施地域である玄海諸島とする。

第3章 玄海諸島の振興に関する目標

本計画で定める各分野別の施策を推進することで、直近の国勢調査における玄海諸島の人口減少率の緩和を図る。

※具体的数値

項目	平成27年国勢調査	令和2年国勢調査
人口	1,484人	1,203人
人口減少率	▲18.9%	

第4章 計画の期間

本計画の期間は、令和5年4月から令和15年3月末までの10カ年とする。

ただし、離島を取り巻く社会経済情勢の変化が見込まれるため、必要に応じ、内容の見直しを行うものとする。

第5章 玄海諸島の概要

玄海諸島は、県の西北部に位置する玄界灘に点在する7島、高島、神集島、小川島、加唐島、松島、馬渡島及び向島で構成され、唐津市に属している。総人口1,203人、総世帯数577世帯（令和2年国勢調査）、総面積10.9平方キロメートルで本土から離れること0.6～8kmの本土近接型離島である。

また、気候は、日本海性気候帯に属し、対馬暖流の影響を受けて温暖で無霜地帯となっている。

次に、本地域は、黒潮の支流・対馬暖流のなかにあり、古くから回遊魚、磯根資源ともに豊富な好漁場として知られ、小川島の貝塚遺跡などにより早くから住民が漁労活動に従事していたものと推定されている。

さらに、九州と朝鮮半島・中国大陸との接点地域に位置し、万葉の詩歌や武寧王の生誕伝承地などの歴史遺産等がそれを物語るように、こうした大陸との往来の痕跡が多く残っている。

なお、全地域が玄海国定公園に指定されており、島からの眺望景観もさることながら、岩礁海岸、海蝕崖、海中景観にも優れている。

第6章 玄海諸島が持つ地域特性について

1 自然地理的特性

玄海諸島は、福岡や佐賀の中心部まで最短の高島で40km、最遠の馬渡島から60kmの距離という日帰り圏に属し、玄海国定公園を構成するその景観は素晴らしい。島からの眺望景観も多様で東シナ海に沈む夕日や漁り火などが美しい。

また、対馬暖流域にあり、アジ、サバ、イワシなどの回遊魚やウニ、サザエ、アワビなどの磯根資源ともに豊かで好漁場をなすが、どの島も土地は狭小で、平坦地・緩傾斜が少ないため可住地や耕作地が少なく集水面積も小さい。

さらに、河川も雨も少なく水資源に恵まれていない。冬季には北西の季節風が強く、海上では時化することもあり住民の生活に大きな制約となっている。

植生では椿やマテバシイなどの照葉樹が多く、一部でサボテンやハマユウなども見られるが、馬渡島のヤギなど生息動物も有名で、全島が渡り鳥の中継地でもあるため野鳥も多く見られる。

一方、朝鮮半島や中国大陸との往来など、昔からアジアの玄関口として古い歴史を持ち、元寇、松浦党、豊臣秀吉の朝鮮出兵の地としての歴史上の要地としてはもちろん、日本書紀のなかで加唐島は第25代百濟国王である武寧王が生誕した島と伝えられている。

2 社会経済的特性

令和2年の国勢調査によれば、玄海諸島の総人口は平成27年より18.9%減少しており、一方で高齢化率は54.1%と県平均30.6%より高くなっている。

産業は、漁業が圧倒的に多くサービス業や製造業も見られるが、農業はわずかで、畑作も自家消費程度の大根、ツワブキ、ジャガイモ等の栽培が一般的であり、以前耕作していた農地が遊休化している状況にある。

基幹産業である水産業では離島地域での属人漁獲量が令和2年では717.1トンとなり10年前に比べて、592.1トン(45.2%)減少するなど生産の低迷等により漁業経営は厳しい状況にある。

また、観光では高島の「宝当神社」が宝くじ発売の季節となるとテレビ放映されるなど、観光の目玉として定着している。なお、従来からの観光の中心は釣り客と活魚

料理を求める家族やグループの日帰り客であり、そのため、離島全体的に宿泊施設や飲食店及び特産品販売所も少ない。

第7章 地域特性を活かした玄海諸島の役割について

1 自然地理的役割

玄海諸島には手つかずの自然があり、県民がこの自然をまるごといつでも享受するためには、こうした豊かな自然環境と生態系の保護・保全を率先して行う必要がある。

特に近年、自然との触れ合いの場及び機会の提供として離島が持つ「ゆとり」「やすらぎ」「癒し」を求める都市住民のニーズが高まっていることも踏まえ、離島留学やワーケーションなど体験型・滞在型交流の機会を提供する役割も担っている。

また、玄海諸島が持つ特色ある貴重な歴史的文化的遺産の数々、例えば、古来から朝鮮半島や中国大陸との往来などアジアの玄関口として、また、元寇、松浦党、豊臣秀吉の朝鮮出兵など歴史上の要地として、更には日本書紀のなかで加唐島は第25代百済国王である武寧王が生誕した島と伝えられているなど、大陸との交流を示す豊富な遺産の維持・保存を行う場としての役割もある。

さらに、いままで離島のハンディとされていた風などを利用した再生可能エネルギー施設を建設し、風力発電等により得られた電力を活用するなど、環境に配慮した社会の形成を体現する場としての役割もある。

2 社会経済的役割

近隣都市圏の住民に対しては、島でとれる新鮮良質な食料を、来島者に対しては、活魚料理をはじめ、宝凍イカやガゼ味噌など各島の特産品の提供を行うなど、広大な水域から良質な食料を供給する場としての役割を担っている。

また、フィッシングやダイビングなどのマリンアクティビティを堪能できる拠点としての役割もある。

第8章 玄海諸島の主要課題について

1 交通通信

離島航路は住民生活の安定及び産業振興等を図るうえで必要不可欠であるが、定期船の便数及び運航ダイヤ、待合所、トイレ、乗降施設等の整備が十分ではなく、定期船と本土側二次交通（バス等）との接続等にも課題がある。また、経営体質改善等の努力はなされているものの、新型コロナウイルス感染症の影響により航路経営は以前にも増して依然として厳しい状況にあるため、航路の欠損補助や船舶の近代化・バリアフリー化のための建造費補助により引き続き支援をしていく必要がある。

さらに、人口減少と高齢化の進展に伴う船員の担い手不足や島内の交通手段及び道路の維持・改良の遅れなどが課題となっている。

情報化の推進については、全島にCATV等による超高速ブロードバンド（30Mbps以上）のインターネット環境が整っており、令和4年度から、光回線の整備が開始された。

しかし、離島振興策や行政サービスに情報通信技術（ICT）の利活用が進んでいない。また携帯電話端末などの通信環境が良くない場所もあるため、災害時でも対応できるよう、通信体制等の整備が必要である。

2 産業振興

基幹産業である水産業においては、水産資源の減少、水産物価格の低迷等により漁業経営は一層厳しさを増しており、また、漁業就業者の減少と高齢化が進行するなかで、漁業経営の安定や担い手の確保が重要な課題となっている。

そのような中、水産資源の適正管理や操業の効率化、高付加価値の水産加工品の開発や販路の確立を図ることが急務であり、密漁者に対する対策も引き続き必要である。

また、農業については、耕作面積は小さく、農業経営としては零細で、イノシシ等の有害鳥獣による被害もあり遊休農地が増加している。さらには、海洋性レジャー産業や海産物等特産品を活用した6次産業化の取組など、新たな島の産業を開拓し、多様な産業構造を構築することも必要となる。

3 雇用機会

海洋資源の減少により、漁業関連の雇用が減少している状況である中で、各離島において漁業以外での産業も振興を図る必要がある。

また、人口減少や少子高齢化が本土以上に進行する中、若者や女性、高齢者が地域や産業の担い手として活躍できる離島の環境づくりが課題となっている。

4 生活環境

汚水処理施設が平成17年度までに汚水処理施設が整備されたが、経年変化等により施設の老朽化が進んでおり、施設の機能保全対策が課題となっている。

一部の離島では海底送水管が布設されているが、島内で浄水を行っている離島もあり、施設の計画的な維持管理・更新が必要である。

また、近年は気候変動に伴う渇水や原水の水質悪化が発生しており、安定的な給水確保のため、渇水や水質悪化対策が課題となっている。

また、住民が快適で安全に生活できるよう有害鳥獣対策をはじめ、公園等の維持・環境整備が必要であるほか、過疎化の進展等に伴う、空き家の利活用が課題となっている。

そのほか、本土側で処理が必要な一般廃棄物の効率的な収集運搬と3R（リデュース、リユース、リサイクル）のさらなる推進も課題である。

5 医療の確保・充実

離島の住民には、総合診療的なプライマリケアを提供する必要があるとあり、診療所の医療従事者や医師が常駐しない離島における巡回診療等の確保が重要である。

また、全離島において、妊婦や乳幼児などがより専門的な医療機関で検診、受診がしやすい環境づくりや歯科診療所がないことによる、歯科疾患の予防や早期発見が課題である。

さらに、夜間や天候不良時の救急患者の島外への搬送体制の整備などが課題である。

なお、これらの課題に対応するためには、地域の医師・医療施設等との連携・支援体制の構築が必要であり、この点において、情報通信技術の活用等も検討していく必要がある。

6 介護サービス等の確保

令和2年国勢調査によると離島の高齢化率は54.1%となっており、今後も増加することが見込まれている。また、高齢者のみの世帯や一人暮らしの高齢者、認知症高齢者の増加が見込まれており、介護保険制度に基づく介護給付や介護予防給付の実施とともに、それら介護サービスを充実していく必要がある。

また、高齢者が健康で自立した生活を送れるように介護予防や自立支援に向けた取組の実施や、高齢者の在宅生活を支えるための生活支援等の取組も重要である。

そのような中、離島で介護等を必要とする者が、安心して生活できるような介護支援体制が必要であるが、本土からの訪問介護員等の派遣や、逆に介護サービスを本土で受ける際など、離島へのアクセスの面や移動船賃等の経費面で制約があるなど課題がある。

7 高齢者福祉・その他福祉の増進

離島の高齢化率は、令和2年で54.1%となり、佐賀県平均の30.6%を大幅に上回っている。

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療・介護連携の推進が必要である。

また、心身ともに健康で豊かな老後を過ごせるよう福祉学習の機会、高齢者と子どもとの交流・活動の場等を増やし、生きがいづくりや、健康増進、児童福祉サービスの充実を図るとともに、ユニバーサルデザインのまちづくりや、島内の危険箇所の安全確保などが課題である。

8 教育文化

小中学校の校舎や職員宿舎の維持、快適性向上が課題である。

また、離島には教育・学習施設等が少ないため、住民の生涯学習の場として学校施設等の利活用の推進を図る必要がある。

さらに島の歴史や文化について、住民が自ら学習、伝承するとともに、過疎化、高

高齢化が進展するなか、次世代へつなげる担い手の育成が課題である。

9 観光振興

特色ある歴史的文化的遺産や自然を有効に活用されるよう全国に向けた情報発信が必要である。

また、観光客用の宿泊施設等の充実を図り、離島住民の生活に配慮を保ちながら、滞在交流型観光を目指す必要がある。

10 交流の促進

玄海諸島は福岡都市圏に近い離島であるが、交流人口・関係人口としては少ないのが現状である。離島の持つ「ゆとり」「やすらぎ」「癒し」を求める都市住民のニーズに応えるため、都市住民が離島に訪れやすくするため、宿泊施設やアクセス手段整備の検討の必要や、体験型・滞在型交流を推進し、地域資源を生かした交流人口の増大、関係人口の創出を図っていく必要がある。

また、離島の歴史的文化的遺産の情報を発信し、国内だけでなく、近隣諸国の観光客との交流促進を図ることも必要である。

11 自然環境保全

荒廃した土地の回復を推進するための取組が離島の自然環境維持のためにも必要である。

また、廃棄物処理や海岸漂着物処理、外来生物の防除等の課題、離島住民の人口減により清掃、除草等に人手が回らないなどの課題があるので、島外も含めた、多様な主体との連携を図りつつ、環境保全活動を推進する必要もある。

12 再生可能エネルギー・その他のエネルギー対策

海に囲まれている離島においては、海洋再生可能エネルギーを活用した離島振興対策を講じる必要がある。

また、離島における石油製品の価格は本土と比べて高くなっている現状から、石油製品の安定的かつ低廉な供給策も必要である。

さらに、災害等有事に備えて日ごろから本土に依存することなく、離島内でエネルギーを作り出し消費できる自立分散型エネルギーシステムを構築することも離島の生活の安定のために必要である。

13 防災対策

周囲を海に囲まれた特殊な環境と、高齢化が顕著な離島においては、災害で孤立した状態であっても、命を守るために必要な食料や電気・水道などのライフライン、通信、救助体制などの確保は重要な課題である。

自主防災組織の活性化を図るとともに、非常用電源の確保やヘリコプターによる救助

の練度向上を図り、離島における災害対策を推進する必要がある。

1.4 離島振興人材確保

長期的な視点に立って離島の活性化を図るうえで、これからの時代を担う多様な人材の育成が重要であるが、各離島において人口減少・高齢化が進展するなかで、いかに地域に寄与する人材を育成、確保していくかが課題である。

そのため、離島内部の人材だけに頼るのではなく、地域づくりに携わる市民社会組織（以下「CSO」と言う。）や大学、地域おこし協力隊などの島外人材等と連携・協力して振興を図ることも必要である。

第9章 玄海諸島振興の基本理念及び基本の方針等

1 玄海諸島振興の基本理念

『離島ならではの地域資源を活かした、「自発の地域づくり」の推進』

これからの離島振興においては、人口の著しい減少の抑制、定住の促進、関係人口のような離島に継続的に関係を有する島外人材の創出など、地域づくりの担い手不足への対応や離島の活性化を図り、住民誰もが将来にわたり住み慣れた地で心地よい生活を送り続けることができるかが重要であり、そのためには、各離島が有する自然環境や歴史、文化などといった多彩な資源を地域振興の「手段」として結びつけていくことが重要である。

また、佐賀県総合計画2019においては、「人を大切に、世界に誇れる佐賀づくり」を基本理念に掲げ、中山間地域や過疎地域・離島等においては、地域間や国内外の人・物・情報の交流が盛んになるとともに、元来の地域力を生かし、誰もが様々な形で参加しながら自発的な地域づくりが進んでいる「自発の地域づくり さが」を、佐賀県の目指す将来像の一つとしている。

こうした背景を踏まえ、玄海諸島においては、離島住民の一人ひとりが「住んでいてよかった」、「ずっと暮らしたい」と愛着と誇りを持って「住み続けられる玄海諸島」にすることを目標として定め、そのための視点として、生活の基盤である産業の振興、住民の安全・安心の基盤である医療・介護の確保、人づくりの基盤である教育・保育環境の確保の3つに重点を置き、行政、企業、学校、CSOや取組に携わるすべての人々が連携・協力しながら対話と創意工夫のもとに施策を展開していくこととする。

2 玄海諸島振興の基本の方針

人口減少・高齢化の進展、国際化やICT（情報通信技術）による情報化の進展、IoTやビッグデータ、AIやロボット等の革新技术の進展、SDGs（持続可能な開発目標）への意識の高揚など時代の潮流や各島の特性を考慮しながら、玄海諸島振興の基本の方針を次のように定める。

(1) 多様な主体が連携して支え合う島づくり

① 離島の対岸地域との連携

離島の対岸地域における駐車場や公共交通機関の確保などの生活基盤を整備し、また、離島における夜間、休日、災害時の救急医療体制及び高齢者福祉における介護福祉サービス等の充実を図るため、本土側との連携を強化する。

② 福岡都市圏との連携

福岡都市圏などへ近いという地理的優位性を生かし、産業市場確立のためのアクセス網の整備、流通体制の確立及び特産品販売ルートの拡大や、関係人口の創出を図る。

③ 7つの島の連携

離島における清掃活動や全島共同のイベント、島間の交流など全島参加型事業を積極的に推進するとともに7島共通の特産品及び島独自の特産品の開発・ブランド化による産業振興を図る。また、各離島が連携して医療サービスや観光など各島の強みを相互に活かした地域振興を目指す。

また、行政だけでなく、CSOや地域外の民間団体、大学などの教育機関、地域おこし協力隊や関係人口のような離島に継続的に関係を有する島外人材等と連携を強化し多様な視点から7島の連携と振興を支え、人材育成等も図っていく。

(2) 地域資源を活用し交流人口・関係人口の増加を目指す島づくり

① 体験型・滞在型交流の推進

離島が有する自然環境や豊富な地域資源を磨き上げ、十分に活用することにより観光振興を図るとともに交流人口の増加、関係人口の創出を目指す。

また、離島が持つ「ゆとり」「やすらぎ」「癒し」を求める都市住民をターゲットに、離島留学やワーケーションなど体験型・滞在型交流を推進する。

② 地域間交流の推進

玄海諸島に固有の歴史・文化・交流史を、国内の他地域や国外へ情報発信し地域間交流を推進する。

(3) 活力ある産業振興と快適な生活環境による島づくり

① 活力ある産業振興

地域産業の振興のため、道路や漁港など基盤施設整備の充実を図るとともに、基幹産業である水産業については、水産資源の適正な管理を行い、資源の持続的利用を図るための取組を強化する。

また、水産資源を加工した特産品の開発や販路の確立を図る必要もある。

② 快適な生活環境の整備

快適な生活環境を実現するため、水資源の維持や上下水道施設の各家庭への維持・普及はもちろん、公園や交流施設などを維持・環境整備し、健康増進や休養の場の確保に努める。医療や介護の充実も図り安心した生活の実現を推進する。さらに、災害にも強い離島づくりもあわせて推進していく。

(4) 玄海諸島振興のためのそれぞれの役割等

基本方針に沿って各種施策を実施するため、各主体の特性を活かした体制づくりを行う。

特に行政は基盤整備など主に環境整備の面で、住民はその活用方策など振興の方向性を決定する役割を担うほか、CSO等民間・大学の組織や島外の個人が行政・住民と連携、協働を図りながら、柔軟な発想と実行力をもって離島振興を推進することを期待する。

①住民の役割

住民は、離島ならではの地域資源を活かした「自発の地域づくり」を推進するための議論を、ワークショップ方式等により適宜開催する。

また、島外との交流やUJIターンを念頭に置いて、温かく人を迎えるホスピタリティの醸成や親切的なコミュニティ社会の形成を図る。

②行政の役割

行政は、島の自立に必要な産業振興や地域活性化のための基盤整備（ハード・ソフト）及び住民の自主性を高めるための支援（産業技術の習得、人材育成、研修の開催、ワークショップなど住民による議論の場への参画等）の充実、多様な主体と連携・協力を図る。

③行政・住民以外のCSO等への期待

人口減少・高齢化が進展し、担い手が減少していく現状にあっては新たな発想と行動力を持つ島外の多様な主体と協力をして離島振興を図っていくことも必要である。

例えば、CSOやボランティア、大学機関、地域おこし協力隊など、離島振興に意欲ある方々とお互いに連携・協力をしながら各種イベントや研究等を行い、離島振興に取り組む。

第10章 基本理念に基づく具体的な取組みについて

1 本土と離島及び離島と離島並びに離島内の交通通信を確保するための航路、航空路、湾港、空港、道路等の交通施設及び通信施設の整備、人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化その他の必要な措置に関する事項

本土との唯一の公共交通機関である離島航路の整備については、その維持及び安全かつ安定的な運航を図るため、経営体質の改善・強化に努めるとともに、船舶の近代化・バリアフリー化等の推進や、必要な運航回数及び利便性の高い運航ダイヤの確保、運航費用低廉化、船員の確保に努める。

また、観光振興や交流人口の増大を図るため、本土側の緑地や浮棧橋等のハード整備と航路ダイヤのオープンデータ化等のソフト整備を進めるとともに、島内のみならず本土あるいは近隣離島を含めた交通ネットワークの在り方についても検討する。

離島のもつ特殊事情のハンディを解消し、医療・福祉・教育・行政分野での住民サービスの向上を図るため、各離島の特性や現状に合わせた情報通信技術（ICT）の利活用方策について検討する。また、災害への対応や、生活の利便性向上の観点から、情報通信基盤の大容量・高速化の進展に合わせて、基盤整備を促進していく。

さらに、情報通信技術（ICT）の進展に取り残されないようにするため、デジタル・デバイド対策を推進していく。

2 農林水産業、商工業、情報通信産業等の産業の振興及び資源開発を促進するための漁港、林道、農地、電力施設等の整備その他の必要な措置に関する事項

基幹産業である水産業については、水産資源の減少や魚価の低迷等により生産量・生産額が伸び悩んでいるため、現場の漁業や資源の実態に即した資源管理やICT技術等を活用した操業の効率化、魚礁設置、増殖場造成などの沿岸漁場の整備開発や種苗量産・放流による栽培漁業を推進する。

また、消費者ニーズに即した、付加価値の高い水産加工品の開発や流通・加工体制の整備や販路の確立など6次産業化の取組や、漁業体験学習の商業ベース化などの取組により、漁業経営の安定と担い手の育成に努める。

あわせて、安心・安全な水産物のPRや地産地消の取組み等による消費の増大を図る。

農業に関しては、離島の特性を生かした特産品開発のための新技術や優良品種の導入等の推進に対して支援する。

離島が持つハンディをプラスにするため、再生可能エネルギー関連施設の導入促進に努める。

3 雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進に関する事項

離島での就業機会を増加させるため、水産資源の回復を通じて、主産業である漁業の振興を図る。

また、漁業以外の分野においても、若者や女性、高齢者が地域産業の担い手として活躍ができるよう、離島の農水産物を利用した加工品開発・販売を行う6次産業化の取組を推進し、雇用機会の拡充支援を検討する。

4 生活環境の整備に関する事項

水道については、住民はもとより観光客等が安心して心地よく滞在できるよう、管路等老朽化した施設の更新・改良や濁水対策、水質悪化対策を行うなど、安全で良質な水を安定的に供給するための拡充整備を進める。

また、汚水処理については、漁港及び漁場の水域環境と住民や観光客等が安心して滞在できる生活環境を保全するため、老朽化した汚水処理施設、及び管路施設の計画的な補強・更新を行う。

ごみ処理については、まず、各家庭から排出を抑制するとともに、生ごみの堆肥化等による島内処理を促進したうえで、分別の徹底と収集の効率化を強化することが重要で、循環型社会の形成に向けリサイクル活動を推進し、資源の有効活用によりごみ

の減量化を図っていく。

住民の安全でゆとりある生活環境を実現するため、有害鳥獣対策をはじめ、公園、コミュニティ広場、スポーツ・レクリエーション施設等の維持・環境整備、空き家、廃屋等の利活用を推進するなどして、健康増進や休養の場の確保に努める。

さらに、住民の生命財産を守るため、自主防災組織の活性化を支援していく。

5 医療の確保等に関する事項

離島における医療従事者の確保を図るため、自治医科大学卒業医師の活用など佐賀県保健医療計画の「へき地医療」及び佐賀県医師確保計画に定める施策を着実に実施する。

診療所の維持・医療環境の向上や医療機器の更新など施設整備については、引き続き診療所を設置する唐津市を支援する。

医師が常駐しない離島については、唐津市と連携し身近な医療提供支援事業による医師派遣等を活用し診療体制の充実を図る。

夜間や天候不良時の救急患者の島外への搬送体制や感染症発生時の医療提供体制について関係機関と検討を進める。

唐津市の取組状況についても情報共有を図りながら、妊産婦や乳幼児が安心して健診等を受けられる体制の充実を努める。

歯科保健については、予防の充実などから、唐津市の歯科健診事業の支援を引き続き行っていく。

引き続き、情報通信技術を活用し、保健医療の一層の充実を努める。

6 介護サービス等の確保等に関する事項

高齢者が離島で安心して自立した生活を送れるよう、介護保険制度に基づく介護給付や介護予防給付の実施とともに、介護サービスの充実を支援する。

また、高齢者が健康で自立した生活を送れるように、介護予防や自立支援に向けた取組の実施や、高齢者の在宅生活を支えるための生活支援等各種施策を支援していく。

7 高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する事項

少子高齢化や過疎化が進行する中、地域社会の活力を維持するため、高齢者の経験や能力を生かした社会参加活動を促進するとともに、高齢者の生きがい活動の支援やコミュニティセンター等活動の場の維持・環境整備、ユニバーサルデザインのまちづくりを図る。

さらに、少子化の影響を強く受けている離島地域においても、島の将来を担う子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、児童福祉の増進を図る。

同時に、唐津市の「地域福祉計画」の推進に関する支援等を通じて住民参加の福祉活動を推進し、住民相互で支え合う地域社会の形成に努める。

8 教育及び文化の振興に関する事項

子ども達が国際化、情報化など社会情勢の進展に対応できるよう、安全・安心で質の高い教育環境を整備するとともに、島外の学校との交流等を一層推進していくため、小中学校等、教育施設の維持・改善を図る。

また、高等学校の通学対策を、引き続き実施し、本土と等しく就学できる環境整備を推進する。

生涯学習の推進については、住民の多様な学習ニーズに応えるため、各種講座の開催など学習活動をより一層充実させるとともに、学習の場として、学校施設等が利用できるよう検討する。

地域文化については、歴史的・文化的遺産の保全に努め、これらの文化の伝承や知られざる歴史的事実等の発掘に努め、広く島外に向け情報発信することにより、こうした文化に接する機会を提供していく。

9 観光の開発に関する事項

島の豊富な観光資源を見直すとともに新たな観光商品(プロダクト)の開発を行い、ホームページ・SNS(ソーシャルネットワークワーキングサービス)などターゲットに合わせたメディアで情報発信を行う。

この場合、離島相互間や離島と本土間の連携による商品(プロダクト)の開発などを図る。

また、日帰り夏型の観光パターン一色からの脱却を図るとともに、住民に対する観光の啓発活動を推進し、受入環境の整備を進める。

なお、観光商品(プロダクト)の発掘や観光ルートの開発に際しては、美しく豊かな自然環境と調和を図る視点も必要となる。

さらに、住民とCSO等の連携により、観光分野における水産振興の観点から、水産物を加工した特産品等の開発を行いその販路拡大に努める。

一方、住民は、来島者が島に何を求めているのか、島のどういった点に魅力を感じているのか等の意見・要望を積極的に聴取することによりリピーターの増加を図る。

10 国内及び国外の地域との交流の促進に関する事項

本地域は、福岡都市圏等から近い特性を活かして、離島が持つ「ゆとり」や「やすらぎ」を感じる癒しの場として、さらには離島留学やワーケーションなどの体験型・滞在型交流の場として島外地域との交流の需要が見込まれる。

地域資源を生かした交流人口の増大を目指すため、島の魅力を発信するツールの作成、空き家等を活用した受け入れ体制の整備など交流・滞在基盤の整備に努めるとともに、「体験農業」や「体験漁業」などの自然体験・交流型観光メニューの充実や情報発信することで、交流の場を国内外の多方面に広げていく。

また、豊かな自然環境と少人数教育という利点を活かし、島外から留学生を受け入れる「離島留学」を推進し、地域の活性化と関係人口の創出につなげていく。

1 1 自然環境の保全及び再生に関する事項

各離島での廃棄物の適正な処理に加え、ごみの減量化や資源のリサイクル等を図る。特に、近年課題となっている海洋プラスチック問題等に対応するため、廃プラスチック類の投棄防止や発生抑制に係る普及啓発を推進する。

また、外来生物の防除及び伝染病の防疫や海岸漂着物に関しては、島外も含めた多様な主体との連携を図りつつ、ボランティアの活用も図るほか、漁協などの協力を図る体制構築も検討する。

海岸漂着物に関しては、佐賀県海岸漂着物対策推進地域計画に基づき、国からの財政支援等も活用しながら、ボランティア団体や地域住民等と一体となり、それぞれの役割を明確にして取組を進めていく。

1 2 再生可能エネルギーの利用その他のエネルギー対策に関する事項

各離島における自然環境を活かした再生可能エネルギーの有効活用を図る。

また、再生可能エネルギーを実験・開発する企業や大学との連携を推進するほか、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する海域の利用に関する法律（再エネ海域利用法）」に基づく唐津市沖洋上風力発電事業の誘致検討により、新たな仕事や雇用の創出を目指す。

そのほか、石油製品の安定的かつ低廉な供給を図るなど、離島の生活の安定化に努める。

1 3 水害、風害、地震災害その他の災害を防除するために必要な国土保全施設等の整備その他の防災対策に関する事項

高潮等による被害から海岸を防護し、海岸の良好な環境や適正な利用と調和した海岸保全対策を推進しながら、治山施設等既存の施設についてはその維持管理を行う。また、避難所の利用環境整備や防災無線に加えて、多様な手段で住民への情報伝達ができるよう手段を確保する。

さらに、自主防災組織の活性化や、避難訓練、危険箇所点検等の推進を図る。

1 4 離島の振興に寄与する人材の確保及び育成に関する事項

離島が自立に向けて持続的に発展していくために、産業や地域社会を担う多様な人材の育成を図る。

そのため産業面においては、観光客の多様なニーズに対応して、質の高いサービスを提供できる人材の育成、また需要の増大が予測される医療・福祉の面においては、離島住民への介護資格等の取得の促進に取り組む。

また、島外からの視点も重要であることから、関係人口や地域おこし協力隊のような島外からの人材の活用や他地域との人材交流を積極的に促進し、人材ネットワークの形成に努める。

さらには、離島住民や本土住民にも離島振興に対する関心を高めていく取組もあわせて支援していく。

15 前各号に掲げるもののほか、離島振興対策実施地域の振興に関し必要な事項

離島を取り巻く環境の変化等があった際には離島振興計画の見直しを行い、必要な離島振興施策の推進を図っていく。

人口が100人以下など人口減少や高齢化の進展が顕著な小規模離島については、住民の日常生活への支障が懸念される場合、必要に応じ日常生活機能を補完する取組等の実施を検討する。

また、「自発の地域づくり」を推進する観点から、必要に応じ住民の意見等を適宜反映していく。

第11章 離島振興計画の達成状況の評価に関する事項

離島を取り巻く社会経済情勢の変化等に適切に対応していくため、随時実施するマネジメントサイクルにより見直しや新たな取組等の企画・立案を行い、それを計画に反映する。

第12章 産業振興促進事項

1 期間

令和5年4月1日から令和15年3月31日までとする。

2 産業の振興を促進する区域

唐津市高島、神集島、向島、加唐島、松島、馬渡島、小川島の区域

3 前号に掲げる区域を含む唐津市の産業の振興を促進する上での課題

(1) 既存の事業者の事業の充実に向けた課題

少子高齢化が進捗する唐津市においては、農林水産業及び商工業の担い手の確保及び育成が最も重要な課題である。

特に、若い世代の担い手確保と育成は、唐津市の唐津ブランドの価値を高め、他産地や生産者等との差別化を図り、競争力を高めるためにも最も重要な要素となっている。

そのため、新規学卒者の地元定着をはじめ、UJIターン、他産業からの新規参入など、幅広い就業ルートを通じ、多様な人材を確保する取組みが必要となり、優れた経営感覚やグローバル視点を有する次世代の担い手の育成が重要となる。

また、ものづくりの分野については、地域には熟練技能者が数多くいるものの、

高齢化や若年層のものづくり離れにより、産業を支えてきた高度な技術の維持、継承が危惧されている。

加えて、地域内のマーケットには限りがあることから、高付加価値の唐津ブランド製品の首都圏や都市圏への販路拡大、インバウンド需要の取り込みなど、産業分野全般における外貨の獲得も求められている。

(2) 新事業の創出に向けた課題

唐津の離島及び唐津市への若者の定着を図るために、地域の資源、産業を活かし、地域住民と行政、各産業が連携し、地域自らの発意により新たな産業を起こす環境整備を図ることが重要である。

地域課題の解決のためのソーシャルビジネスや地域の農水産業の加工品などを支援していくことにより、雇用の場の確保と地域の活性化を図ることが必要である。

そのため、地域に隣接している大学、研究機関との連携を図り、共同研究や大学等が持つシーズを活用することにより、研究成果の事業化が期待できる。

4 振興すべき業種

製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等

5 前号に掲げる業種の振興を促進するために行う事業の内容、関係機関との役割分担及び連携に関する事項

上記の課題に対応するための関係機関における取組及び関係機関の連携により進める取組は以下のとおり。

(1) 人材の育成及び確保に関する事項

- ・ 創業支援（事業承継を含む）の実施（佐賀県、唐津市、商工団体）
- ・ 学生等のインターンシップ（就業体験）の推進（唐津市、佐賀県、教育機関、商工団体）
- ・ 中核人材及び関連人材育成のための大学等での講座の実施（唐津市、大学等）
- ・ 在職者訓練の実施（佐賀県等）
- ・ 特定地域づくり事業協同組合制度の推進によるマルチワーカーの育成（唐津市、佐賀県）
- ・ DX（デジタルトランスフォーメーション）時代の潮流に対応した事業者の経営強化（唐津市、佐賀県）
- ・ 都市部からのUJIターン促進などによる人材の確保（唐津市、佐賀県）
- ・ 多様な生き方、暮らし方を実現できるワークライフバランスへの取り組み（唐津市）

(2) 技術支援等に関する事項

- ・ 試験研究機関、大学による技術指導、技術相談の活用（唐津市、佐賀県）
- ・ 自然及び再生エネルギー関連産業集積プロジェクト事業の活用（唐津市、佐賀県）
- ・ 太陽光発電及び風力発電関連産業振興事業の活用（唐津市、佐賀県）
- ・ 企業連携コーディネータによる支援（佐賀県、（公財）佐賀県産業振興機構等）
- ・ 新技術・新製品開発等に関する支援（佐賀県、（公財）佐賀県産業振興機構等）
- ・ 産学官連携事業の推進（佐賀県、唐津市、大学、民間企業）
- ・ コスメティック構想に基づく美容健康産業への支援（唐津市、佐賀県）

（３）産業用共用地の整備等に関する事項

- ・ 積極的な誘致活動（唐津市、佐賀県）
- ・ 遊休地等工業用地等の調査、整備検討（唐津市、佐賀県）
- ・ I T企業用オフィスビル等の調査、整備検討（唐津市）
- ・ ワークーション、テレワークの環境整備（唐津市、佐賀県）

（４）企業立地及び事業高度化のための環境整備に関する事項

- ・ 唐津市内における高速インターネット環境の実現（唐津市）
- ・ 広報誌やホームページにおいて、租税特別措置法における制度の周知（唐津市、佐賀県）
- ・ 進出企業等の情報収集のために国・県等の関係部署への職員派遣（唐津市）
- ・ 企業の立地を促進し、地域経済の活性化、雇用の創出及び定住の促進を図る企業に対する固定資産税の課税免除及び不均一課税の適用（唐津市）
- ・ 製造業等の企業が工場等を新設又は増設を行った場合に雇用奨励、配置転換者奨励金を交付（唐津市）
- ・ 企業訪問、ホームページ、パンフレット等による工業団地、企業立地優遇制度等のPR及び企業誘致のため積極的な誘致活動（唐津市、佐賀県）
- ・ 進出企業の人材確保の支援（唐津市）
- ・ 地域内への移住を促進する担当課を設置し、移住を促進（唐津市）
- ・ 企業誘致を促進するために企業等のニーズ調査、把握（唐津市）
- ・ 企業の立地を促進し、地域経済の活性化、雇用の創出及び定住の促進を図る企業に対する不動産取得税の課税免除（佐賀県）
- ・ 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援補助金の交付（国、佐賀県）
- ・ 西九州自動車道、佐賀唐津道路の整備（国）

（５）新たな産業の創設に関する事項

- ・ 唐津ブランド戦略の推進（唐津市）
- ・ コスメティック構想に基づく美容健康産業への支援（唐津市、佐賀県）
- ・ 事業承継のマッチングや、空き店舗を活用した起業支援（唐津市、佐賀県、商工団体）
- ・ 創業、起業時におけるクラウドファンディングによる資金調達の支援（佐賀県、唐津市）

- ・ IT関連企業や環境エネルギー関連産業など、成長産業への進出支援（唐津市、佐賀県）

6 目標

項目	新規設備投資件数	新規雇用者数
製造業	1件	1人
農林水産物等販売業	1件	1人
旅館業	1件	1人
情報サービス業等	1件	1人
計	4件	4人

7 評価に関する事項

離島を取り巻く社会経済情勢の変化等に適切に対応していくため、5年に一度を目安として取組の評価を実施するとともに、評価結果を踏まえ、見直しや新たな取組等の企画・立案を行い、計画に反映する。

第13章 唐津市への支援に関する事項

県は、唐津市と関係機関相互の連携の確保及び唐津市に対する離島の振興のために必要な助言、情報の提供及び人的・財政的支援を行う。